



新年明けましておめでとうございます。  
本年もどうぞよろしく願いいたします。



(有)五十嵐会計事務所 一同

# 痛快! えだまめ君

画: 村田かなこ



## 知っとこ! 「税務のママ知識」

### 【「株の損得」を繰り越すためには・・・】

昨年は、アメリカのサブプライムローン問題をきっかけに全世界の経済が悪化しました。ご存知のとおり日本もその影響を受け、日経平均株価はバブル崩壊後の最安値を更新しました。新聞紙面やテレビのニュース番組などで、株で何百万、何千万円の損失を出したという人を多く目にしました。



ところで、株の投資で利益を出した場合には税金がかかりますが、損失を出した場合にはどうなるのかご存知でしょうか？

実は、株の損失は「3年間繰り越す」ことができます。つまり翌年以降に株で利益を出したときに相殺することができるのです。ただ繰り越すためには、ちょっと作業が必要となります。その作業とは「確定申告」です。

通常、サラリーマンのように確定申告を必要としない人の場合でも、株の損失を繰り越すためには確定申告が必要となります。

「確定申告なんて面倒だな～」と思われるかもしれませんが、申告をして繰り越しをしておかなければ、株の損失はその年でバツサリ切り捨てられてしまいます。

ちょっと面倒かもしれませんが、その後、損失を取り返したときに「あのときちゃんとしておけばよかった」と後悔しないためにも、確定申告はキチンとしておいた方がいいかもしれませんね。

## 今月のあなたの運勢

鑑定: 妙慎

A型	B型	O型	AB型
<p>時節柄、不意に出費がかさむ月です。本当に必要な物かどうかを検討してから購入するうちに心がけましょう。</p>	<p>本業に精を出せば、確実な成果が得られるときです。この機会を大切に、気をゆるめずまい進してください。</p>	<p>雑用に追われ、多忙な日々を過ごす運勢ですが、焦らず、落ち着いて対処をすれば、逆にうまく運びそうです。</p>	<p>計画の見直しをしてください。今まで気づかなかった点に、気づけそうです。この時期の計画変更は吉です！</p>

## カンタン！「実務のツボ」

### \* 医療費控除について

まもなく確定申告が始まります。

そこで、今回は、所得税を軽減する「医療費控除」についてご紹介します。

1. 医療費控除とは、自分や自分の家族のために支払った医療費がある場合に、一定の所得控除を受けることをいいます。
2. 要件
  - (1) 自分又は自分の家族のために支払った医療費であること
  - (2) その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費であること

#### 〈算式〉

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{支払った} \\ \text{医療費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金で} \\ \text{補填される} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円} \\ \text{又は} \\ \text{所得金額} \times 5\% \\ \text{(どちらか少ない額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除} \\ \text{対象額} \\ \text{(最高200万円)} \\ \hline \end{array}$$



つまり、10万円以上が医療費控除額となるだけでなく、総所得金額が200万円未満の人は、10万円に満たない金額でも医療費控除を受けられる可能性があるということになります。

詳しいことは、当事務所までお気軽にお問い合わせください。



### 1月 提出書類の一覧表

提出期限	税務署	市町村
H20.1.13 (1/10が土曜日のため)	源泉所得税の納付 (*1)	住民税の納付
H20.2.2 (1/31が土曜日のため)	支払調書 法定調書の合計表	固定資産税の償却資産申告書 給与支払報告書

(\*1) 納期特例の場合 → 7～12月分を納付  
納期限特例提出者 → 1/20が納付期限

**注目!**

**「決算診断」してみませんか?**

金融機関は融資先(御社)の信用格付け=企業力を評価しています

社長の経営力 + 御社決算書の評価 = 御社の企業力  
(マネジメント・パワー) (決算診断提案書) (総合的な評価)

※ 決算数値を総合的に分析し、そのデータに基づき会社の現状と問題点を明確にして、わかりやすくご説明させていただきます。

社長と一緒に会社の未来を考えます!!

# 分析のキホン

## Lesson 1

決算書は、勘定科目と金額で表示されています。  
そのため、「見方がわからない」「意味を理解できない」そんな声をよく耳にします。  
そこで、今回から数回にわたって、決算書の見方を分かりやすく説明していきますので、ぜひ、参考にしてみてください。

### 1. 決算書の種類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 営業報告書
4. 株主資本変動計算書
5. 附属明細書（販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書等）

### 2. 損益計算書の見方

損益計算書は、企業の経営成績を表しています。  
経営成績は、どれだけの費用をかけ、どれだけ売上げ、そして、どれだけの利益を得たのかを表します。経営成績は、収益力と言い換えることもできます。



#### ① 変動費と固定費

費用は大きく分けて、変動費と固定費に区分されます。  
変動費とは、売上の増減に比例して変動する費用で、原材料費・外注費・商品仕入高などが上げられます。  
固定費とは、売上の増減に関係なく、一定額が発生する費用で、人件費・賃借料・金利などが上げられます。

$$\boxed{\text{費用}} = \boxed{\text{変動費}} + \boxed{\text{固定費}}$$

#### ② 付加価値

付加価値とは、売上高から変動費を差し引いた金額のことをいいます。  
付加価値は、限界利益とも呼ばれます。付加価値から固定費を差し引いたものが、経常利益です。

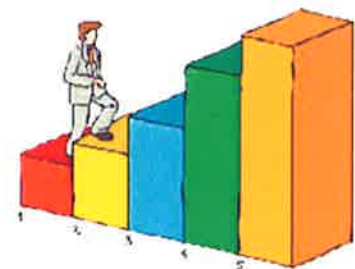
$$\boxed{\text{付加価値}} = \boxed{\text{売上高}} - \boxed{\text{変動費}}$$

(限界利益)

$$\boxed{\text{経常利益}} = \boxed{\text{付加価値}} - \boxed{\text{固定費}}$$

損益計算書の構造

売上高	変動費	
	付加価値	固定費 (人件費・金利等)
		経常利益



1年という会計期間の結果を数字で示したものを、『決算書』です。

そのため客観性が高く、共通性・統一性が確保されているので、自社の過去の決算書や他社との比較、問題分析、目標設定に利用することが出来ます。  
もう一度、決算書を見直し、これらに活用してみたいはかがですか。

